

## 「第10回コンプライアンス委員会」の概要

今回の委員会では、紀陽銀行の相続事務手続について説明を行い、下記のとおり、委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しました。

### 記

#### 1. 日時

平成21年5月29日（金） 13:30～14:55

#### 2. 場所

株式会社紀陽ホールディングス本店

#### 3. 出席者

##### <コンプライアンス委員会メンバー>

委員長 水野 八 朗 水野八朗法律事務所 弁護士  
紀陽ホールディングス 取締役（社外取締役）

委員 後藤 啓 二 後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士

委員 渡邊 隆 文 ウイン総合法律事務所 弁護士・公認会計士

\* 月山純典委員は都合によりご欠席。

（委員の記載は五十音順、敬称略）

##### <当社 出席者>

片山 博 臣 取締役社長（紀陽銀行 取締役頭取）

瀧川 千 秋 常務取締役（紀陽銀行 常務取締役）

米坂 享 常務取締役（紀陽銀行 常務取締役経営企画本部長）

阪本 彰 央 取締役（紀陽情報システム 取締役副社長）

羽山 喬 常勤監査役（紀陽銀行 常勤監査役）

玉井 享 常勤監査役（紀陽銀行 常勤監査役）

増尾 穰 監査役（紀陽銀行 監査役）

樋口 勝 二 グループ監査部長（紀陽銀行 執行役員業務監査部長）

##### <株式会社紀陽銀行 出席者>

泉 清 映 取締役

出口 弘 之 事務システム部事務管理担当部長代理

松山 雅 美 事務システム部事務管理担当主任

##### <事務局>

鳴瀧 英 人 グループ管理部グループ統括リーダー

福山 裕 之 グループ管理部グループサブリーダー

#### 4. 紀陽銀行からの説明要旨

紀陽銀行における①相続事務手続の概要、②平成21年4月から実施している相続事務の集中化、③相続手続により平成20年度中に苦情や訴訟に発展した事案、について説明いたしました。

#### 5. 委員からのご意見・ご質問（斜字部分は当社および紀陽銀行からの回答です）

◎ 相続事務の集中化に伴い8名の担当者を本部に配置しているが、体制として十分機能しているか。

→ 相続事務の集中化は、平成21年4月より一部の営業店で試行的に導入し、同年5月下旬より全店に導入したばかりですので、一定期間の事務処理状況を見ただけで判断する必要はございますが、相続事務に習熟した担当者を配置していることもあり、現状、体制面では十分機能しているものと考えております。

◎ 支払いに応じられない相続案件については、相続人より預金払戻請求訴訟の提起を受け、確定判決（敗訴判決）を得たうえで支払うことが多いとのことであるが、そのような訴訟で銀行が勝訴するということがあるのか。

→ ありえると思われれます。例えば、訴えを提起した相続人の方に相続権が認められない場合などに銀行が勝訴するということが想定できます。

◎ 相続預金の払戻請求訴訟では、法定利率による遅延損害金の支払いも請求されると思われるが、遅延損害金の請求も認容されるのか。

→ 銀行が相続預金の支払いに応じなかったことについてやむを得ない理由があると判断され、遅滞に違法性はないとして遅延損害金の支払請求が棄却されることも多いです。

◎ 相続人が行方不明などの場合、どのような対応をとるのか。

→ 不在者の財産管理人を選任いただき、相続手続を進めることが基本となります。

◎ 遺産分割協議書がある場合でも銀行所定の相続手続依頼書を別途徴求することを原則としているが、その対応で相続人の納得は得られているか。

→ 遺産分割協議書では必ずしも銀行預金の取扱いが明確となっていないことが多いほか、相続預金の振込先口座を確認する等の趣旨から相続手続依頼書を別途提出いただくことを基本としております。多くの場合、ご理解いただいておりますが、対応は個別の事案ごとに検討いたしております。

◎ 相続手続によって受領した書類は永久保管としているとのことであるが、紛失するリスクもあるのではないか。

→ かつては10年保管としておりましたが、相続手続が完了し何年も経過した後に訴訟となる事案も見られたことから永久保管とする取扱いに変更いたしました。ご指摘いただきました紛失のリスク等もございますが、永久保管とした経過も踏まえまして、保管を厳格に実施いたします。

以上